

お問い合わせ及び回答(公募開始～平成24年1月26日)

【応募資格関係】

Q 1 応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

A 応募時に設立している必要はありませんが、採択された場合には設立して頂く必要がありますので、応募時に全ての共同研究機関からその旨了解を得ておいてください。

Q 2 海外の共同研究機関ともコンソーシアムを設立する必要があるか。

A 海外の共同研究機関であっても1共同研究機関として、コンソーシアムに参画して頂きたいが、どうしても同意を得られない場合は、個別に別途ご相談願います。

Q 3 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の取得は代表機関だけでよいか。

A 貴見のとおりです。

Q 4 「普及支援組織」の位置づけは、共同研究機関となるか。

A プロジェクト研究委託事業における普及支援組織は、普及支援のみを行う機関、あるいは共同研究機関の1つ又は複数が普及支援を担うことを想定しており、位置づけは共同研究機関と同じです。

Q 5 「普及支援組織」は、応募要領に書かれている研究機関の応募資格の条件を満たす必要はあるのか。

A 普及支援のみを行う機関として参画する場合、その機関は条件を満たす必要はありません。

Q 6 「普及支援組織」は、農協や都道府県等、全てを含める必要があるか。

A 公募要領は例示を記載しております。必ずしも複数参加する必要はありません。

Q 7 「普及支援組織」として民間企業等の参画が要件となっているが、事業終了後に民間企業等が事業化したのかなど、研究成果の普及状況を見るためか。

A 事業終了後に普及状況を見るためではなく、研究グループへの参画が必要となります。

Q 8 代表機関若しくは共同研究機関が独自に広報等、普及活動を行う組織を有している場合、普及支援組織の参画は必要ないか。

A 貴見のとおりです。

Q9 TLO（技術移転機関）は「普及支援組織」として妥当か。

A TLOは研究成果を特許化し、それを企業等へ技術移転することを目的とする法人であり、意図としている普及支援組織として想定しておりません。

Q11 コンソーシアムの構成等を採択後に変更することは可能か。

A コンソーシアムの構成も含めて採択先を審査しますので採択後の変更は認めていませんが、複数年の委託プロジェクトにおいて研究の進捗により構成員の追加等が必要となった場合は、毎年度研究の進行管理、研究計画の策定を行う運営委員会に諮った上で変更することは可能です。

Q12 普及支援組織は、研究実施期間途中からの参画は可能か。

A 提案時に研究実施期間途中からの参画で採択されれば可能ですが、研究の進捗状況を把握して頂くことが普及支援にもつながると考えていますので、当初からの参画が望ましいと考えます。なお、Q9同様、参画前に運営委員会で承認を頂く必要があります。

Q13 委託費を受けずにコンソーシアムに参加して研究を行うことは可能か。

A 委託費を受けず経費を全て自己負担で参加することは可能です。

Q14 当機関のみでは研究を総括的に出来ないが、どのようにすればよいか。

A それぞれの機関で得意・不得意な分野があるので、不得意な分野を補完する他の機関とコンソーシアムを組んで応募してください。

【応募方法関係】

Q15 e-Radは研究グループ全研究機関・研究者が登録する必要があるのか。

A 原則として全ての機関が登録する必要があります（資金配分を受けない普及支援組織の場合は、登録不要）。研究者の登録は、各機関少なくとも1名のご登録をお願いします。

Q16 e-Radのアップロードできるファイルの最大容量を増やすことはできないか。

A 最大容量を増やすことはできません。この制限は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の仕様となっています。

Q17 技術研究組合が参画する場合、構成する企業等がe-Radに登録している場合であっても、技術研究組合として登録する必要があるのか。

A 必要です。ただし、研究コンソーシアムとしての登録は不要です。

【委託対象経費関係】

Q18 研究補助員であっても研究推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

A 当該委託研究に従事していることが明らかであり、研究推進のために必要なものであれば支出は可能です。

Q19 他の研究を兼務している場合、人件費は当該委託研究に従事している時間のみ支払われるのか。

A 貴見のとおりです。なお、人件費を計上する場合、当該委託研究に従事した時間を記した勤務管理表を精算時に提出していただく必要があります。また、当該委託研究に関するデスクワークや会議も計上可能です。

Q20 自社の施設において経費がかかる施設を利用し研究を行う場合、借料の計上は可能か。

A 計上可能です。

Q21 パイロットプラントを整備する場合、どの程度のプラントまで備品費として計上可能か。

A 施設整備の目的では認められませんが、研究の実証データを出すために必要な最低限の試作品は計上可能です。

Q22 一般管理費の比率（15%以内）は決定なのか。

A 決定です。当局のプロジェクト研究の取り決めとして定めております。

Q23 経費は、四半期ごとに支払われるのか。

A 通常、経費は精算払いです。ただし、財務省と協議し認められれば、概算払いも可能です。概算払いの場合は四半期ごとに支払います。

Q24 25年度以降の委託費はどのような見込みか。

A 25年度予算が決定した時点で示すこととなります。

【提案書関係】

Q25 提案書2-1事業実施責任者はどういう位置づけの者を記載するのか。

A 代表機関

研究開発責任者・・・代表機関の研究者で当該プロジェクトの全体を統括・管理する総責任者。

経理統括責任者・・・代表機関の職員で経理全般の責任者。当該プロジェクト全体の経理の総責任者

研究実施責任者・・・代表機関が担当する研究課題の実施責任者【複数

名の併用可。(その場合は併記して下さい) 研究開発責任者との重複可】

経理責任者・・・代表機関が担当する研究課題の経理全般の責任者
(経理統括責任者との重複可)

共同研究機関

研究実施責任者・・・共同研究機関が担当する研究課題の実施責任者
【複数名の併用可。(その場合は併記して下さい)】

経理責任者・・・共同研究機関が担当する研究課題の経理全般の責任者

Q26 研究実施責任者が研究課題を持たないこともあるか。

A Q25のとおり、研究課題を持ちます。

Q27 委託を受ける研究機関が多岐に渡る場合であっても、提案書2-2研究実施体制図に全ての機関を記載する必要があるのか。また、複数の場所で研究を行う場合、研究実施場所はどのように記載すればよいのか。

A 共同研究機関については、研究の母体となる機関単位で全機関を記載してください。研究実施場所については、研究の母体となる機関ごとに列記してください。

Q28 経理担当者について、特別な資格、条件はあるか。

A 研究機関における組織上のしかるべき者であれば特別な資格、条件は必要ありません。

Q29 提案書4-1の予算の立て方について、年度ごとに額が変わってもよいのか。

A 初年度額×研究実施期間を目安に計画してください。

Q30 様式2「研究員一覧」におけるエフォートの記入は、記載する全研究員が対象か。

A 原則、研究員全員のエフォートを記入してください。なお、様式2「研究者一覧」の注意書きは、人件費、試験研究費の賃金を算出するため、「人件費を計上する場合」のエフォートの記載をお願いしておりますが、研究の重複情報を把握するため、「人件費を計上しない場合」についても、原則、研究員全員のエフォートを記入してください。

Q31 提案書様式3「研究員 研究経歴書」はポスドクも提出する必要があるか。

A 必要ありません。代表機関、共同研究機関における正規の研究員(正社員)のみ必要となります。

Q32 提案書様式3「研究員 研究経歴書」は「普及支援組織」も提出する必要があるか。

A 必要はありません。

Q33 様式4「研究実施機関（代表機関及び共同研究機関）」の財務状況（当期純利益及び資本金）の記入は、独立行政法人の場合必要か。

A 必要です。地方独立行政法人も必要となります。なお、学校法人の場合は、当期純利益及び資本金に準じるもの（収支の差し引き額及び基本均等）をご記入ください。

Q34 研究計画を立てるために、翌年の予算額を教えてください。

A 研究計画の作成にあたりましては、初年度の予算額をベースに作成してください。

Q35 提案内容に企業秘密が含まれる場合、提案書の審査を行う審査委員に守秘義務は課せられるのか。

A 審査委員には守秘義務が課せられます。また、研究の進行管理を行う運営委員会の内容につきましても公開はしておりません。

【契約書関係】

Q36 現在示されている委託契約書（案）の項目内容を変更することは可能か。

A 当方で契約に当たり必要な事項を規定しており変更することは想定していません。

Q37 規約や協定書を作成する際に契約書(案)を参考にするとするが、締結時までに内容は変更となるのか。

A 現在、知的財産関連について検討中で、その関連条項が変更となる場合があります。それ以外の条項については、変更を予定しておりません。

Q38 契約は1年更新か。

A 1年更新となります。ただし、研究費の繰り越しは出来ません。

Q39 委託研究経費限度額は、1社当たりの金額か。複数採択された場合、委託費は分配するのか。

A 限度額は、1課題あたりの金額です。採択は課題ごとに原則1件となります。

Q40 平成24年度の契約終了日はいつか。

A 平成25年3月22日までの予定です。

【知的財産権関係】

Q41 帰属の条件の遵守を約する確認事項が記載された研究成果報告書を提出すれば、予め確約書を提出していなくても、研究成果は研究機関に帰属するものと考えてよいか。

A 帰属の条件の遵守を約する確認事項が記載された研究成果報告書を提出することにより、研究成果は国ではなく研究機関に帰属します。

Q42 契約書（案）第18条第1項第3号に「当該特許権等を相当期間活用していないと判断・・・」とあるが、相当期間の具体的な日数を教えてほしい。

A 研究成果ごとに活用されていないと判断する期間が異なることから、具体的な日数は定めていません。

Q43 複数の共同研究機関である場合、知的財産権の取扱いはどうなるのか。

A あらゆる場合が想定されますので、コンソーシアムの規約や協定書において参画する研究機関の合意の基に定めておいて下さい。

Q44 特許の譲渡、独占的使用は、委託先の企業のものでできるのか。

A 国益に反する場合もございますので、事前に協議をお願いします。

【その他】

Q45 海外機関とコンソーシアムを構成するにあたり、技術会議に提出する文書は和文、英文、現地語と複数必要か。

A 原則、和文のみで良いですが、必要に応じて提出を求める場合があります。

Q46 数年間の研究期間が設定されているが、研究が途中で打ち切られることはあるのか。

A 研究の進行管理を行う運営委員会において、研究の中止が適当と判断された場合には、研究を中止することがございます。

Q47 研究実施責任者が他の委託事業を持っている場合、採択されないことはあるか。

A ありません。

Q48 委託研究費限度額は最大限計上可能なのか。（農林水産省で一部天引き

されるのか)

A 農林水産省で一部天引きは行いません。委託研究費限度額まで最大限計上可能です。

Q49 再委託は不可とあるがサンプル分析を外部機関に依頼することなども再委託に含まれるのか。

A サンプル分析等、一般的な役務等の請負契約である場合は、再委託には含まれません。

Q50 研究成果報告書等の作成にあたって、分量等のイメージがつきにくい。

A 研究成果報告書等の様式につきましては、契約書の別紙様式をご参照下さい。事業の成果につきましては、各課題毎にその概要を1000字程度で記載してください。なお、過去の報告書等の資料につきましては、可能な範囲で情報提供が可能です。